

○札幌風連会会則

第 1条 (名称及び事務所)

本会は札幌風連会と称し、事務所を事務局長宅へ置く。

第 2条 (目的)

本会は会員相互の親睦、交流、情報の交換を図ると共に郷土の発展に寄与する事を目的とする。

第 3条 (事業)

本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、交流、連絡に関する事。
- (2) 故郷の繁栄に寄与すること。
- (3) その他、この会の目的達成に関する事。

第 4条 (会員及び会費)

会員は札幌市とその周辺地域に居住する旧風連町出身者、及びかつて居住した事がある者、またはゆかりのある者で、本会の趣旨に賛同する者。

- (1)この会に入会または退会しようとする者はこの会の事務局に通知するものとする。
- (2)会員で2ヶ年に亘って年会費を納入しない者は自動的に会員の権利を失うものとする。

第 5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
会計	1名
監査	2名
幹事	10名以内

第 6条 (役員の選任及び任期)

役員は役員会において会員の中から推薦し、総会において選任する。

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第 7条 (役員の任務)

役員は次の任務を行う。

- 1.会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3.事務局長及び会計は会長の命を受け会務を執行する。
- 4.監査は事務の執行及び会計を監査する。
- 5.幹事は会長の命を受け事業を執行する。

第 8条 (顧問・参与)

本会に顧問及び参与を置くことが出来る。

- 1.顧問及び参与は役員会の推薦により会長が委嘱し総会で報告する。
- ふ.顧問及び参与は本会の重要事項について会長の諮問に応じ、又は、意見を具申する。

第 9条 (総会)

総会は定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合、又は、会員の3分の1以上の同意があった場合、臨時総会を招集することができる。
2. 総会は会長が招集し、その議長となる。
3. 総会の議決は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第10条（役員会）

役員は必要に応じ、会長が召集し会の運営に必要な事項を議決する。

第11条（会計年度・会費）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(1) 会費は年会費2,000円とし年度内に納入する。

第12条（その他）

本会則の改正又は本会の解散は総会に附さなければならない。

1. 本会則に明記されない緊急事項については、その都度役員協議の上決定することができる。

附 則（昭和56年2月22日）

本会の会則は昭和56年2月22日より施行する。

附 則（平成17年1月22日）

本会の会則は平成17年1月22日より施行する。

附 則（平成22年3月27日）

本会の会則は平成17年3月27日より施行する。

昭和56年2月22日

改 正 平成17年1月22日

平成22年3月27日

札幌風連会 設立年月日 昭和46年1月20日